

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

1 みんなが理解し合えるまちづくり（現行P47～）

（1）理解を深める活動の促進

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①広報活動（情報提供）の充実	○障がいのある人に配慮したホームページ（インターネット）・広報・市議会だより・「福祉きさらづ」の作成・配布に努めます。	シティプロモーション課 障がい福祉課 議会事務局 図書館 社会福祉協議会	○障がいのある人に配慮したホームページ（インターネット）・広報・市議会だより・「福祉きさらづ」・「障がい福祉のしおり」の作成・配布に努めます。	シティプロモーション課 障がい福祉課 議会事務局 図書館 社会福祉協議会
②資料（情報）の収集・作成	○多様化する障がいに関する様々な情報について、収集・作成等を実施します。	障がい福祉課	○多様化する障がいに関する様々な情報について、収集・資料作成等を実施します。	障がい福祉課
③「障害者週間」「人権週間※」活動の充実	○「障害者週間」「人権週間」に合わせ、市民が理解し合える活動を実施します。	障がい福祉課 地域共生推進課 地域自立支援協議会	○「障害者週間」「人権週間」に合わせ、 <u>市民への普及啓発に向けた活動を実施します。</u>	障がい福祉課 地域共生推進課 地域自立支援協議会
④関係団体による推進活動の充実	○障がい者関係団体等が行う推進活動を支援します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○障がい者関係団体等が行う推進活動を支援します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
⑤地域自立支援協議会の広報活動の充実	○木更津市地域自立支援協議会の活動内容を掲載し、障がいのある人が必要とする情報を得られるようホームページ（インターネット）の内容充実を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○木更津市地域自立支援協議会の活動内容を掲載し、障がいのある人が必要とする情報を得られるようホームページ（インターネット）の内容充実を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
⑥身体障がい者用駐車場の利用証発行制度の推進 ちば障害者等用駐車区画利用証制度の推進	○身体障がい者用駐車場など、障がい者等用駐車区画の適正利用を推進するため、パーキングパーミット※制度の実現に向け取り組んでいきます。	障がい福祉課	○身体障がい者用駐車場など、障がい者等用駐車区画の適正利用を推進するため、パーキングパーミット※制度の <u>利用促進を図り、周知・啓発に努めます。</u>	障がい福祉課
⑦市職員に対する障がい者理解の周知・啓発			○市職員に対して、障がいのある人への理解に関する研修を行うとともに、障がいのある人に対する思いやりの心の醸成や理解の周知・啓発を図ります。	職員課 障がい福祉課
⑧障害に関するシンボルマーク等の周知・啓発			○障がいについて分かりやすく表示したシンボルマークの理解を深め、必要とする人に適切な配慮がされるよう、周知・啓発を図ります。 ○ヘルプマーク、ヘルプカードの周知を図るとともに、特別支援学校や就労支援事業所等で活用方法を周知し、緊急時の活用を促進します。 ○ヘルプマークの周知を図る一環として、使用方法を工夫する等の取り組みを検討します。 ○障がいへの理解をさらに促進するため、アートとのコラボにより木更津デザイン版のヘルプマーク等の作成を検討します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
⑨投票所における配慮			○投票所において、案内方法や投票設備の設置等、障がいのある人に配慮した投票環境の充実を図るとともに、移動に支援が必要な人に配慮したバリアフリー化に努めます。	選挙管理委員会

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

（2）福祉教育の充実

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①学校等における福祉教育の推進	○教育機関における福祉教育を継続的に行います。 ○学校職員等に対する福祉への理解・啓発機会の充実を図ります。 ○障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、市が主体となり学校と協力体制を図り、特別支援学校などの子どもとの交流教育を目的とした行事を企画し、推進します。	学校教育課	○教育機関における福祉教育を継続的に行います。 ○学校職員等に対する福祉への理解・啓発機会の充実を図ります。 ○障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、市が主体となり学校と協力体制を図り、特別支援学校などの子どもとの交流教育を目的とした行事を企画 <u>実施する等、インクルーシブ教育を推進します。</u>	学校教育課
	○副読本の活用やボランティア体験など、障がい特性を理解する新規プログラムを導入し、学校教育における障がいのある人の問題に関する学習機会の充実を図ります。	社会福祉協議会	○副読本の活用や <u>福祉体験学習</u> など、障がい特性を理解するためのプログラムを導入 <u>提供</u> し、学校教育における障がいのある人の問題に関する学習機会の充実を図ります。	社会福祉協議会
②社会教育等における人権や障がいのある人の問題の学習機会の充実	○社会教育を通じ、人権や障がいのある人への理解・問題に関する学習機会（公民館等の利用）の充実を図ります。	生涯学習課	○社会教育を通じ、人権や障がいのある人への理解・問題に関する学習機会（公民館等の利用）の充実を図ります。	生涯学習課
	○人権啓発事業の充実を図ります。	地域共生推進課	○ <u>人権行政合同相談の実施や小中学校への人権教室・人権講話の開催等を継続的に</u> 行います。	地域共生推進課

（3）交流・ふれあいの拡充

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①地域活動における日常的な交流の充実	○日頃から、近所や地域の中でお互いに交流ができるように、行政や各自治体等の様々な行事の企画を支援します。 ○心のバリアフリーを図るため交流やふれあいの機会を増やします。	社会福祉協議会 各種相談機関	○日頃から、近所や地域の中でお互いに交流ができるように、行政や各自治体等の様々な行事の企画を支援します。 ○心のバリアフリーを図るため交流やふれあいの機会を増やします。	社会福祉協議会 各種相談機関
②障がいのある人の社会参加促進	○各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者の配置等に対する支援を行います。 ○各種の交流活動・事業の開催において、様々な広報活動をし、障がいのある人へも情報が伝わるようにします。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者の配置等に対する支援を行います。 ○各種の交流活動・事業の開催において、様々な広報活動をし、障がいのある人へも情報が伝わるようにします。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
③交流活動への支援の充実	○開催場所や開催に係る助言アドバイスなど障がい者関係団体や地域等による交流活動への支援を行います。 ○がれジョブ活動を推進します。	社会福祉協議会 障がい福祉課 地域自立支援協議会	○開催場所や開催に係る <u>情報提供</u> など、障がい者関係団体や地域 <u>団体</u> 等による交流活動への支援を行います。	社会福祉協議会 障がい福祉課 地域自立支援協議会

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

（4）ボランティア活動やNPO活動の推進

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	○市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する市民への情報提供の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	○市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する市民への情報提供の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会
	○ボランティア参加の窓口を明確にし、市民等に周知活動を行います。	市民活動支援課	○ボランティア参加の窓口を明確にし、市民等に周知活動を行います。	市民活動支援課
②市民各層のボランティア活動への参加促進	○市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るために、課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図ります。	社会福祉協議会	○市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るために、課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図ります。	社会福祉協議会
	○ボランティア活動希望者の登録や調整、組織化を支援します。	市民活動支援課	○ボランティア活動希望者の登録や調整、組織化を支援します。	市民活動支援課
③障がいのある人のボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進	○障がいのある人自らが同じ立場で障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）の支援を行います。	障がい福祉課	○障がいのある人自らが同じ立場で障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進のため、研修会等の周知を図ります。	障がい福祉課
④ボランティア・NPO活動の活性化	○社会福祉協議会ボランティアセンターの育成機能や調整機能の充実を促進します。	社会福祉協議会	○ボランティアの育成機能や調整機能の充実を促進します。	社会福祉協議会
	○今後、支援が求められる障がいのある人々に、より充実した支援が受けられるようボランティア・NPO活動を推進します。	障がい福祉課	○今後、支援が求められる障がいのある人々に、より充実した支援が受けられるようボランティア・NPO活動を推進するため、研修会等の周知を図ります。	障がい福祉課
	○ボランティアやNPO相互の交流・課題共有の機会の充実とネットワーク化を促進します。	市民活動支援課	○ボランティアやNPO相互の交流・課題共有の機会の充実とネットワーク化を促進します。	市民活動支援課

（5）地域福祉の基盤づくりの推進

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①地域の見守り・助け合い・支え合い活動等小地域での福祉活動の促進	○地域の住民、民生委員・児童委員※、社会福祉協議会、自治会等による小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図ります。	福祉相談課 社会福祉協議会	○地域の住民、民生委員・児童委員※、社会福祉協議会、自治会等による小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図ります。	福祉相談課 社会福祉協議会
	○地域での見守り活動を推進します。	高齢者福祉課	○地域での見守り活動を推進します。	高齢者福祉課
②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化	○市民、事業者、医療、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動を推進します。	福祉相談課 社会福祉協議会	○市民、事業者、医療、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動を推進します。	福祉相談課 社会福祉協議会
③地域の様々な社会資源の有効活用	○市内各地域の様々な公共施設や空き店舗など、障がいのある人やボランティア・NPOの活動拠点としての社会資源の有効活用を図ります。 ○地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する市民の活用など、福祉人材の確保を図ります。	障がい福祉課	○市内各地域の様々な公共施設や空き店舗など、障がいのある人やボランティア・NPOの活動拠点としての社会資源の有効活用を図ります。 ○地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する市民の活用など、福祉人材の確保を図ります。	障がい福祉課
④地域課題の解決	○障がい福祉に関する地域の課題について地域自立支援協議会において協議します。	地域自立支援協議会	○障がい福祉に関する地域の課題について地域自立支援協議会において協議します。	地域自立支援協議会

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

2 自立した生活をおくれるまちづくり（現行P52～）

(1) 保健・医療・リハビリテーションの促進

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①生活習慣病予防・介護予防対策の推進	○障がいのある人への生活習慣病予防に係る支援策の実施を検討します。	健康推進課 障がい福祉課	○障がいのある人への生活習慣病予防に係る支援策の実施を検討します。	健康推進課 障がい福祉課
	○高齢者に対して必要な治療の継続の重要性、要支援、要介護認定の原因疾病の情報提供を含む介護予防事業を推進します。	高齢者福祉課	○高齢者に対して必要な治療の継続の重要性、要支援、要介護認定の原因疾病の情報提供を含む介護予防事業を推進します。	高齢者福祉課
②医療費の給付	○重度障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、医療費の支給や自己負担金の助成を行います。	障がい福祉課	○重度障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、医療費の支給や自己負担金の助成を行います。	障がい福祉課
③安心して利用できる地域医療	○障がいのある人が必要な医療を受けられるように支援します。	障がい福祉課	○障がいのある人が必要な医療を受けられるように支援します。	障がい福祉課
④在宅療養生活の支援	○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化を図ります。	障がい福祉課	○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化を図ります。	障がい福祉課
	○在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる関係機関との連携強化を図ります。	高齢者福祉課	○在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる関係機関との連携強化を図ります。	障がい福祉課 高齢者福祉課
⑤リハビリテーション体制の充実	○障がいにより身体機能が低下している人を対象とする生活能力向上のための訓練の充実を図ります。	障がい福祉課	○障がいにより身体機能が低下している人を対象とする生活能力向上のための訓練の充実を図ります。	障がい福祉課
	○介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実を図ります。	高齢者福祉課	○介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実を図ります。	高齢者福祉課
⑥精神保健福祉事業の推進	○心の健康に対する予防対策を推進します。 ○思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する相談業務を推進します。	健康推進課 福祉相談課 障がい福祉課	○心の健康に対する予防対策を推進します。 ○思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する相談業務を推進します。	健康推進課 福祉相談課 障がい福祉課
⑦精神障がい者にも対応したケアシステムの構築			○退院・退所した精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、相談支援事業及び行政等の関係機関が連携した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図ります。	障がい福祉課
			○医療機関と連絡会等を設け、地域移行の可能な方の把握や今後の支援方法等を検討し、適切な地域移行・地域定着の取組を促進します。	障がい福祉課 関係機関等
⑧アルコール等依存症患者への支援			○アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じ、関係機関と連携しながら防止・回復に努めます。	障がい福祉課 君津健康福祉センター

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

（2）在宅福祉サービスの充実

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	○障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「重度訪問介護」「行動援護」「生活介護」「療養介護」「同行援護」の障害支援区分に応じたサービスの提供を行います。	障がい福祉課	○障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「重度訪問介護」「行動援護」「生活介護」「療養介護」「同行援護」の障害支援区分に応じたサービスの提供を行います。	障がい福祉課
②障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	○障害者総合支援法に基づき、日中活動系サービスとして「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「自立生活援助」及び「共同生活援助（グループホーム）」を提供します。	障がい福祉課	○障害者総合支援法に基づき、日中活動系サービスとして「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「自立生活援助」及び「共同生活援助（グループホーム）」を提供します。	障がい福祉課
③障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業※」の推進	○障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します（「理解啓発事業」「自発的活動支援」「成年後見制度利用支援」「手話奉仕員養成」「相談支援」「コミュニケーション支援（手話通訳派遣等）」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」及びその他任意事業）。	障がい福祉課 福祉相談課	○障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します（「理解啓発事業」「自発的活動支援」「成年後見制度利用支援」「手話奉仕員養成」「相談支援」「コミュニケーション支援（手話通訳派遣等）」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」及びその他任意事業）。	障がい福祉課 福祉相談課
④在宅の難病患者等に対する支援	○保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備を図ります。	障がい福祉課 君津健康福祉センター	○保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備を図ります。	障がい福祉課 君津健康福祉センター
⑤発達障がいのある人への総合的な支援策の検討	○発達障がいのある人への支援策の実施を検討します。	学校教育課 こども発達支援課 こども保育課	○発達障がいのある人への支援策の実施を検討します。	学校教育課 こども発達支援課 こども保育課
⑥適切かつ迅速な苦情解決			○事業者に対して、事業の透明性を図る目的から、第三者評価機関への受審や第三者委員会の設置を促し、苦情等に適切かつ迅速な対応を図るよう求めています。	障がい福祉課

（3）居住支援の充実

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の充実	○障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、生活ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保を図ります。 ○日中サービス支援型グループホームを通じて、施設等に入所している障がいのある人の地域移行を促進します。	障がい福祉課	○障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、生活ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保を図ります。 ○日中サービス支援型グループホームを通じて、施設等に入所している障がいのある人の地域移行を促進します。	障がい福祉課
②一般住宅の確保の支援	○公営住宅への入居や新たな住宅セーフティネット制度の活用など、市の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅の確保を図ります。	住宅課	○公営住宅への入居や新たな住宅セーフティネット制度の活用など、市の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅の確保を図ります。	住宅課
③住宅改造の支援	○地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう、住宅を改造するにあたっての相談の充実とともに、費用負担への支援を行います。	障がい福祉課	○地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう、住宅を改造するにあたっての相談の充実とともに、費用負担への支援を行います。	障がい福祉課
④居住支援体制の充実	○住まいに関する相談等（地域移行支援・地域定着支援）に対して、解決できるよう一緒に考えます。地域生活支援拠点等整備事業※の整備に努めます。	障がい福祉課	○住まいに関する相談等（地域移行支援・地域定着支援）に対して、解決できるよう一緒に考えます。地域生活支援拠点等整備事業※の充実に努めます。	障がい福祉課

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

(4) 人権・権利擁護の推進

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①虐待防止など人権に関する啓発の推進	○障がいのある人に対する虐待防止のための市民、関係機関に対する意識啓発を行います。	障がい福祉課 子育て支援課	○障がいのある人に対する虐待防止のための市民、関係機関に対する意識啓発を行います。	障がい福祉課 子育て支援課
②虐待等への的確な対応のための体制強化	○虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。	障がい福祉課 高齢者福祉課 学校教育課	○虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。	障がい福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 学校教育課
	○「子育て世代包括支援センター※」や「要保護児童対策地域協議会」と連携を図り、関係機関と情報共有、役割分担をし、協働で支援をします。	子育て支援課 健康推進課 こども保育課	○「子育て世代包括支援センター※」や「要保護児童対策地域協議会」と連携を図り、関係機関と情報共有、役割分担をし、協働で支援をします。	子育て支援課 健康推進課 こども保育課
	○障害者虐待防止センターにおいて虐待の事実確認、立入調査、措置（一時保護、後見審判請求）などを実施します。	障がい福祉課	○障害者虐待防止センターにおいて虐待の事実確認、立入調査、措置（一時保護、後見審判請求）などを実施します。	障がい福祉課
③日常生活自立支援事業の推進	○知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人に対する権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。	社会福祉協議会	○知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人に対する権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。	社会福祉協議会
④権利擁護体制の確立	○きさらづ成年後見支援センターや成年後見制度に関する周知と利用促進を図ります。 ○きさらづ成年後見支援センターとの連携により、市民後見人養成講座を定期的開催、権利擁護人材を育成し、権利擁護体制の強化を図ります。	福祉相談課 社会福祉協議会	○きさらづ成年後見支援センターや成年後見制度に関する周知、 <u>成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援の推進</u> を図ります。 ○ <u>市民後見人養成講座を定期的開催、権利擁護人材を育成し、権利擁護体制の強化</u> を図ります。	福祉相談課 社会福祉協議会
⑤差別解消に向けた取組	○差別解消に向けた取組を推進します。	地域自立支援協議会	○差別解消に向けた取組を推進します。 ○ <u>障害者差別解消法について、市民の関心・理解を高め、合理的配慮が適切に提供されるよう、周知・啓発活動の取組を強化</u> します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会

(5) 経済的支援の充実

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①各種福祉手当の支給	○在宅の障がいのある人に対する各種福祉手当を支給します。	障がい福祉課	○在宅の障がいのある人に対する各種福祉手当を支給します。	障がい福祉課
②各種減免制度の周知と利用促進	○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、ＪＲ・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、NHK放送受信料減免などの各種割引制度の周知・普及を促進します。	障がい福祉課	○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、ＪＲ・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、NHK放送受信料減免などの各種割引制度の周知・普及を促進します。	障がい福祉課
③自立支援医療、心身障害者（児）医療費助成制度等の周知			○ホームページやパンフレット、広報等により、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）等の医療費公費負担制度の周知に努めます。	障がい福祉課

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

3 充実し生きがいのあるまちづくり（現行P57～）

（1）生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①生涯学習機会の充実及び参加に係る支援	○障がいのある人の社会参加を促すため、生涯学習の機会の充実に努めます。 ○公民館活動等、身近な生涯学習の場への円滑な参加の支援に努めます。	生涯学習課	○障がいのある人の社会参加を促すため、生涯学習の機会の充実に努めます。 ○公民館活動等、身近な生涯学習の場への円滑な参加の支援に努めます。	生涯学習課
②障がいのあるなしを問わず誰もが共に参加できるスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の推進	○障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善に努めます。 ○スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。 ○健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障がいのある人に配慮したスポーツ、誰もが気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。	スポーツ振興課 障がい福祉課 地域自立支援協議会	○障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善に努めます。 ○スポーツ・文化芸術・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。 ○健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障がいのある人に配慮したスポーツ、誰もが気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。	スポーツ振興課 文化課 障がい福祉課 地域自立支援協議会
③障がいのある人への生涯学習関連情報の提供	○生涯学習関連情報の収集及び周知徹底に努めます。 ○障がい福祉に関する資料の収集と広く市民への提供を推進します。 ○生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進を図ります。	図書館	○生涯学習関連情報の収集及び周知徹底に努めます。 ○障がい福祉に関する資料の収集と広く市民への提供を推進します。 ○生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進を図ります。	図書館 生涯学習課
④芸術文化活動の支援			○障害者週間等の機会に作品を展示する場を設けるとともに、障がいのある人の生きがいづくりや障がいの有無に関わらず、共に参加しやすいグループ・サークル活動等の各種芸術・文化活動の促進を図ります。	文化課 障がい福祉課

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

（2）就労支援と就労の場の拡充

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①障がいのある人の雇用の推進	○障がいのある人を雇用している事業所へのフォローや雇用しようとしている事業所の相談や障がいや障がいのある人への理解の充実を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○障がいのある人を雇用している事業所へのフォローや雇用しようとしている事業所の相談や障がいや障がいのある人への理解の充実を図ります。 ○公共職業安定所（ハローワーク）等と連携しながら近隣地域の雇用状況等の情報を共有し、障がいのある人への就労支援を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
			○周りの人とのコミュニケーションに不安があるなど、直ちに就労が困難な人に、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	社会福祉協議会 障がい福祉課 地域自立支援協議会
②総合的な就労相談体制の確立	○障がいのため地域から孤立し能力がありながら情報や支援を受けられないため地域で働くことのできない方へのアウトリーチ※を含めた働きかけと相談を行います。	福祉相談課	○障がいのため地域から孤立し、能力がありながら情報や支援を受けられず地域で働くことのできない方へのアウトリーチ※を含めた働きかけと相談を行います。	福祉相談課
③就労支援施設への支援	○特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人の要望を見極めた就労支援施設の支援を推進します。	障がい福祉課	○特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人の要望を見極めた就労支援施設の支援を推進します。	障がい福祉課
④就労支援施設の工賃向上への支援	○事業所の工賃向上のための検討を行います。 ○障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内部の優先調達に努め工賃向上を図ります。 ○市の施設を利用した障害福祉施設による販売を推進します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○事業所の工賃向上のための検討を行います。 ○障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内部の優先調達に努め工賃向上を図ります。 ○市の施設を利用した障がい福祉施設による販売を推進します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
⑤市役所をはじめとする公的機関における雇用拡大	○行政関連業務においても障がいのある人が働ける職場や職務内容について検討します。	職員課	○行政関連業務においても障がいのある人が働ける条件整備や職務内容について検討します。	職員課
⑥地元企業への雇用創出			○障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会等と連携し、地元企業の障がい者雇用促進と理解を図るとともに、雇用創出に取り組みます。	産業振興課 障がい福祉課 地域自立支援協議会

（3）日中活動の場づくり

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	○障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保を促進します。	障がい福祉課	○障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保を促進します。	障がい福祉課
②新たな日中活動の場づくりの検討	○障がいのある人が参加するサークル、余暇活動をする団体・市民を積極的に支援します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○障がいのある人が参加するサークル、余暇活動をする団体・市民を積極的に支援します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

4 安全で安心して暮らせるまちづくり（現行P60～）

（1）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進	○障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザインを推進します。	施設所管各課	○障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザインを推進します。	関係各課等
②安全・安心の道路交通環境や公園の整備	○障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備を図ります。	土木課	○障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備を図ります。	土木課
	○障がいのある人が利用しやすい園路やトイレなど公園施設の整備促進を図ります。	市街地整備課	○障がいのある人が利用しやすい園路やトイレなど公園施設の整備促進を図ります。	市街地整備課
③障がいのある人の意向を踏まえた事業実施と「バリアフリー基本構想」の策定・推進	○新規あるいは既存の公共施設や道路等の整備の際に、障がい者関係団体等からの意見が反映されるシステムの定着を図ります。 ○公共施設とその周辺の道路等を含む、面によるバリアフリー化を推進します。	施設所管各課	○新規あるいは既存の公共施設や道路等の整備の際に、障がい者関係団体等からの意見が反映されるシステムの定着を図ります。 ○公共施設とその周辺の道路等を含む、面によるバリアフリー化を推進します。	関係各課等
④民間建築物の整備改善に関する情報提供	○不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。	建築指導課	○不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。	建築指導課
⑤市主催講座・講演等における合理的配慮の推進			○市が主催する講座や講演会等において、手話通訳者・要約筆記者の派遣や車いす席の配置等の合理的配慮を図ります。	障がい福祉課 関係各課等

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

（2）移動・交通手段の整備改善

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	○移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。	障がい福祉課	○移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。	障がい福祉課
②地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実	○タクシー券の交付等、利用者のニーズに応じた移動支援の充実を図ります。	高齢者福祉課 障がい福祉課	○タクシー券の交付等、利用者のニーズに応じた移動支援の充実を図ります。	高齢者福祉課 障がい福祉課
	○利用者のニーズに応じた移動手段の充実を図ります。	地域政策室	○利用者のニーズに応じた移動手段の充実を図ります。	地域政策室
	○介護保険における総合事業対象者に向けた移動支援サービスを構築します。	高齢者福祉課	○介護保険における総合事業対象者に向けた移動支援サービスを構築します。	高齢者福祉課
③公共交通機関のバリアフリー化の促進	○電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を促進します。 ○駅施設などの情報のバリアフリー化（視覚・聴覚障がいに対応した文字や音等による情報提供）を働きかけます。 ○機器整備等によるバリアフリー化を補完する人による移動支援（接遇・介助等）の充実を図ります。	地域政策室	○電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を促進します。 ○駅施設などの情報のバリアフリー化（視覚・聴覚障がいに対応した文字や音等による情報提供）を働きかけます。 ○機器整備等によるバリアフリー化を補完する、 <u>「人による移動支援（接遇・介助等）」の充実を促進します。</u>	地域政策室

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

(3) 防災・防犯対策の充実

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①地域防災体制の確立	○「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき避難行動要支援者避難支援プラン※を作成します。 ○地域ぐるみの防災・防犯体制の充実に取り組み、災害等の非常時にすばやく対応できるように関係機関のネットワークを強化します。	危機管理課 関係各課	○「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき避難行動要支援者避難支援プラン※を作成します。 ○地域ぐるみの防災・防犯体制の充実に取り組み、災害等の非常時にすばやく対応できるように関係機関のネットワークを強化します。	危機管理課 関係各課等
②情報伝達体制の整備	○災害時の情報伝達手段として、防災行政広報無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用し、視覚障がいや聴覚障がいなどがある人にも情報が伝わるよう防災情報システムの充実に努めます。また、災害復興時においても必要な諸手続きについて情報伝達に努めます。	危機管理課 関係各課	○災害時の情報伝達手段として、防災行政広報無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用し、視覚障がいや聴覚障がいなどがある人にも情報が伝わるよう防災情報システムの充実に努めます。また、災害復興時においても必要な諸手続きについて情報伝達に努めます。	危機管理課
	○聴覚障がい者・言語障がい者用メール119、ファックス119及びNet119緊急通報システムの周知、利用促進します。	消防署警防隊	○聴覚障がい者・言語障がい者用メール119、ファックス119及びNet119緊急通報システムの周知、利用促進します。	消防署警防隊
③障がい特性に合わせた福祉避難所※の整備	○災害時の避難所を障がいのある人が支障なく利用できるようにするため、避難所に指定した施設のバリアフリー化や簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討します。（木更津市地域防災計画） ○災害時に避難所へ避難が必要な人の状況を把握し対象者を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。 ○視覚障がいや聴覚障がいがある人への情報伝達が行うことのできる福祉避難所の確保を図ります。 ○福祉避難所において必要な支援に関する相談ができる窓口の設置を図ります。 ○障がい者入所施設やグループホームは多くの障がいのある人が共に生活しているため、関係機関と連携し、平時から減災対策に努めます。	危機管理課 障がい福祉課	○災害時の避難所を障がいのある人が支障なく利用できるようにするため、避難所に指定した施設のバリアフリー化や簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討します。（木更津市地域防災計画） ○災害時に避難所へ避難が必要な人の状況を把握し対象者を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。 ○視覚障がいや聴覚障がいがある人への情報伝達が行うことのできる福祉避難所の確保を図ります。 ○福祉避難所において必要な支援に関する相談ができる窓口の設置を図ります。 ○障がい者入所施設やグループホームは多くの障がいのある人が共に生活しているため、関係機関と連携し、平時から減災対策に努めます。	危機管理課 障がい福祉課 地域自立支援協議会
④防災学習の充実	○障がいのある人や福祉関係者に対する防災研修の実施を検討します。	危機管理課	○障がいのある人や福祉関係者に対する防災研修の実施を検討します。	危機管理課
	○平常時から障がいのある人たちと接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者関係団体等の福祉関係者に対する防災研修・訓練を実施して相互の連携を深めます。	社会福祉協議会	○平常時から障がいのある人たちと接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者関係団体等の福祉関係者とともに災害時のボランティア活動に関する研修や訓練を実施して相互の連携を深めます。	社会福祉協議会
⑤地域防犯体制の確立	○地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。 ○障がいのある人への消費者教育の充実を図ります。	地域共生推進課	○地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。 ○障がいのある人への消費者教育の充実を図ります。	地域共生推進課
⑥感染症対策の確立	○障がい者施設などの新型コロナ等の感染症拡大防止について、関係機関と連携し対策に努めます。	障がい福祉課	○障がい者施設などの感染症予防について、関係機関と連携し対策に努めます。また、新たな感染症発症時に速やかに対応できる体制を構築します。	障がい福祉課

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

5 健やかな成長を支援するまちづくり（現行P63～）

（1）障がいの早期発見・早期療育の推進

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①安心安全な出産と健やかな発達に向けての母子支援	○健やかな妊娠、出産のための啓発活動を行います。 ○乳幼児の健康診査時に育てにくさを感じる子どもを把握し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。 ○親が子どもの特性を理解して子育てができるよう、専門職による心理発達相談を実施し、必要に応じ、専門機関を紹介します。	健康推進課 こども発達支援課 こども保育課	○健やかな妊娠、出産のための啓発活動を行います。 ○育てにくさを感じる子どもを把握し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。 ○親が子どもの特性を理解して子育てができるよう、専門職による心理発達相談を実施し、必要に応じ、専門機関を紹介します。	健康推進課 こども発達支援課 こども保育課 子育て支援課
②早期療育体制の充実	○発達が疑われる子が早期専門機関の受診や療育を受けられるように支援します。 ○障がいの早期発見のための保健、福祉、学校等の連携を強化し、早期療育につなげます。 ○発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。 ○臨床心理士・言語聴覚士等の配置に努めます。	こども発達支援課 障がい福祉課 学校教育課 こども保育課	○発達の遅れが疑われる子が早期専門機関の受診や療育を受けられるように支援します。 ○障がいの早期発見のための保健、福祉、学校等の連携を強化し、早期療育につなげます。 ○発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。 ○臨床心理士・言語聴覚士等の配置に努めます。	こども発達支援課 障がい福祉課 学校教育課 こども保育課 子育て支援課 健康推進課
③一貫した支援体制の実施	○療育手帳交付時に「ライフサポートファイル（クローバー）※」を配布し、一貫した生活の質の向上を目指します。	障がい福祉課	○「ライフサポートファイル（クローバー）※」を希望する人に配布し、一貫した生活の質の向上を目指します。	こども発達支援課 障がい福祉課
④居宅訪問型児童発達支援における円滑な利用の支援	○重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援事業において、円滑な利用を支援します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援事業において、円滑な利用を支援します。	こども発達支援課 障がい福祉課 地域自立支援協議会

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

(2) 誰でも受けやすい教育環境の充実

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①就学・教育相談体制の充実	○保健・福祉や保育所、幼稚園、学校等における就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。	こども発達支援課 こども保育課 学校教育課 障がい福祉課	○保健・福祉や保育所、幼稚園、学校等における就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。	こども発達支援課 こども保育課 学校教育課 障がい福祉課
②障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	○特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の整備に努めます。	学校教育課	○特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の整備に努めます。	学校教育課
③特別支援教育の推進	○通常の学校に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備として、SST（スクールサポートティーチャー）※等を配置し、多様なニーズに適切な支援を図ります。 ○身体に障がいのある子どもに対し、移動、介助等一人ひとりの教育的ニーズに合わせた合理的配慮や必要な支援を行い、安定した学校生活を支援します。	学校教育課	○通常学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備として、SST（スクールサポートティーチャー）※等を配置し、多様なニーズに適切な支援を図ります。 ○ <u>個々の特性に応じた学習方法として、タブレットをはじめICTを活用し、多様なニーズに対応していきます。</u> ○身体に障がいのある子どもや医療的ケア児に対し、移動、介助等一人ひとりの教育的ニーズに合わせた合理的配慮や必要な支援を行い、安定した学校生活を支援します。	学校教育課
④「障がい」に関する教職員研修の充実	○発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるための教職員研修の充実を図ります。	学校教育課	○発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるための教職員研修の充実を図ります。	学校教育課
⑤障がいのある子どもの放課後対策等療育支援や居場所づくりの充実	○障がいのある未就学及び就学している子どもの夏休みなど長期休暇時における居場所づくりや放課後対策を促進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。	学校教育課 こども保育課 障がい福祉課 地域自立支援協議会	○障がいのある子どもの療育支援や居場所づくり等を推進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。	こども発達支援課 学校教育課 子育て支援課 こども保育課 障がい福祉課 地域自立支援協議会
			○放課後等デイサービスを提供する事業者間のネットワークづくり及び学校との連携を推進します。	こども発達支援課 学校教育課 障がい福祉課 地域自立支援協議会
	○重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。 ○医療的ケア児の支援について関係機関による協議を推進します。	こども発達支援課 障がい福祉課 地域自立支援協議会	○重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。 ○医療的ケア児の支援について関係機関による協議を推進します。	こども発達支援課 こども保育課 学校教育課 障がい福祉課 地域自立支援協議会

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

6 総合的な支援のあるまちづくり（現行P65～）

（1）相談体制の充実

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①窓口サービスの充実	○障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実を図ります。 ○ファックスやメール、電話による相談や訪問による相談、手話通訳者・要約筆記者同席相談も検討します。 ○相談窓口のスキルアップを目指し、障がい特性の知識など専門性向上を図ります。	障がい福祉課	○障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実を図ります。 ○ファックスやメール、電話による相談や訪問による相談、手話通訳者・要約筆記者同席相談も検討します。 ○相談窓口のスキルアップを目指し、障がい特性の知識など専門性向上を図ります。	障がい福祉課
②総合的な相談体制の整備	○障がいのある人やその家族からの多岐にわたる相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課・関係各機関と連携し、「ワンストップ相談※」体制を整えます。	障がい福祉課 福祉相談課	○障がいのある人やその家族からの多岐にわたる相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課・関係各機関と連携し、「ワンストップ相談※」体制を整えます。	障がい福祉課 福祉相談課
			○18歳までの発達に課題のある子やその家族からの相談窓口を設置します。	こども発達支援課
	○基幹相談支援センターの機能を強化し、地域における中核的な役割を担います。	障がい福祉課	○基幹相談支援センターの機能を強化し、地域における中核的な役割を担います。	障がい福祉課
	○委託相談支援事業所において、障がいのある人の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。	相談支援事業所	○委託相談支援事業所において、障がいのある人の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。	相談支援事業所 障がい福祉課
③障害者相談員※活動の充実	○身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員による相談活動の充実を図ります。 ○権利擁護や苦情解決については、広域専門指導員※、地域相談員※や社会福祉協議会と連携します。 ○障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関の協力体制を強化します。	障がい福祉課	○身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員による相談活動の充実を図ります。 ○権利擁護や苦情解決については、広域専門指導員※、地域相談員※や社会福祉協議会と連携します。 ○障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関の協力体制を強化します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
			○事業者、関係機関と連携して、相談支援専門員の対応力向上のための研修等を行います。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
④民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化	○障がいのある人やその家族など援助を必要とする人の相談・指導・助言など、個別援助活動を行う民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化を図ります。	福祉相談課 社会福祉協議会	○障がいのある人やその家族など援助を必要とする人の相談・指導・助言など、個別援助活動を行う民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化を図ります。	福祉相談課 社会福祉協議会
⑤日中活動体制の構築	○日中活動を通し、障がいのある人の社会生活が向上できるように支援します。	障がい福祉課	○日中活動を通し、障がいのある人の社会生活が向上できるように支援します。	障がい福祉課
⑥計画相談支援の充実	○相談支援事業所を確保し、セルフプランの解消に努めます。	障がい福祉課	○相談支援事業所を確保し、セルフプランの解消に努めます。	障がい福祉課
⑦難病に関する相談支援体制の充実			○難病に関する相談、医療機関に関する情報提供や就労支援の充実を図ります。 また、難病に精通した医師等の講演会の開催やチラシを作成・配布するなど、難病に対する理解の促進を図ります。	障がい福祉課 君津健康福祉センター

『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン』第2部第2章 主要施策について

資料3

(2) 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充

施策・事業	第5次きさらづ障がい者プラン		第6次きさらづ障がい者プラン	
	施策の概要	実施部署及び連携機関	施策の概要	実施部署及び連携機関
①障がいのある人に対する 重層的な支援ネットワーク づくりの推進	○保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課及び民間機関、事業所によるネットワークを充実します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課及び民間機関、事業所によるネットワークの充実を図ります。	福祉相談課 社会福祉協議会 障がい福祉課 地域自立支援協議会 子育て支援課
	○地区社協・自治会などのネットワークづくりを推進します。	福祉相談課 社会福祉協議会	○地区社協・民生委員児童委員協議会※・自治会などのネットワークづくりを推進します。	福祉相談課 社会福祉協議会
	○多様な市民ボランティア活動、NPO活動、自助グループによる活動が地域資源活用に結びつくよう、ネットワークづくりを推進します。	市民活動支援課	○多様な市民ボランティア活動、NPO活動、自助グループによる活動が地域資源活用に結びつくよう、ネットワークづくりを推進します。	市民活動支援課
	○地域自立支援協議会を中心に障がい者関連施設、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを促進します。あわせて、個別支援会議を定期的かつ必要に応じて弾力的に開催し、より実践的なネットワークを構築します。 ○君津圏域内の地域自立支援協議会間での協働を図りながら、圏域単位でのサービス基盤整備の促進等を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○地域自立支援協議会を中心に障がい者関連施設、医療機関、ハローワークなど多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを促進します。あわせて、個別支援会議を定期的かつ必要に応じて弾力的に開催し、より実践的なネットワークを構築します。 ○君津圏域内の地域自立支援協議会間での協働を図りながら、圏域単位でのサービス基盤整備の促進等を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
②総合的なマネジメント機能 の確立	○市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障がいのある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント※機能を有する体制の確立を目指します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会	○市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障がいのある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント※機能を有する体制の確立を目指します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
③地域生活支援拠点等整備事業			○障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス体制の充実を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会 関係事業所
④障害福祉を支える人材の 確保・育成および定着			○福祉人材の確保・育成および定着率向上のため、研修等を行い、相談支援専門員の育成や対応力向上を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会